

利用者情報の外部送信に関する 規律について

2022年6月17日

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
行政法律部会長 野口 尚志

協会の概要

JAIPAは、インターネットプロバイダからなる日本唯一の業界団体です。

- 一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
(Japan Internet Providers Association)
- 1999年12月設立 (2000年12月法人化)
- 会員数 143 (正会員138, 賛助会員5)

会員の所属分野

- インターネットサービスプロバイダ(ISP)
- クラウド, ホスティング事業者
- 上記事業者技術やサービスを提供する事業者

ISP事業について

ISP事業の概要

- 利用者とwebサイトをつなぐ導管.
- ISPは通信の秘密を守ります.



通信の秘密は，通信の安全・安心の基礎

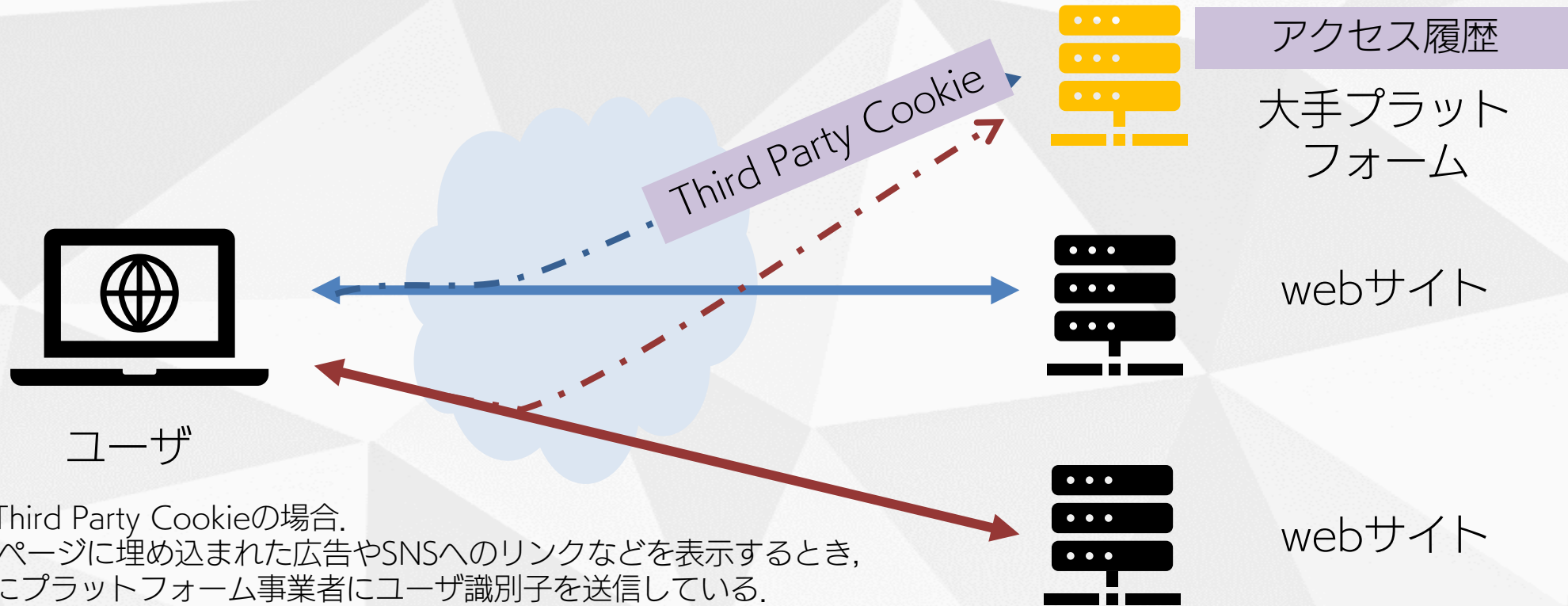
- 国民が通信サービスを安心して利用できるのは，通信の秘密が守られているからです。
 - 個人情報，機微情報，産業機密・・・
- 「誰がどこにアクセスしたか」は，それ自体を重要な通信の秘密として取り扱っています。
- 通信の秘密を守ることは，利用の公平とあいまって，私たち国民の自由と民主主義を守るために不可欠です。
- 通信の秘密の扱いは，きわめて慎重に行っています。
 - 本来用途以外では利用者の明示的な同意を取得
 - 捜査機関への開示は裁判所の令状による

アクセス履歴は誰のもの

- もちろん，利用者のものです。
- ISP事業者は，「通信をつなぐ」以外の目的で，アクセス記録などを収集しない，利用しない，流出させない。
- そもそも今の通信は暗号化されているため，ISP事業者はどんな通信が行われたか関知できません。

導管だけでは守れない, 「通信の秘密」

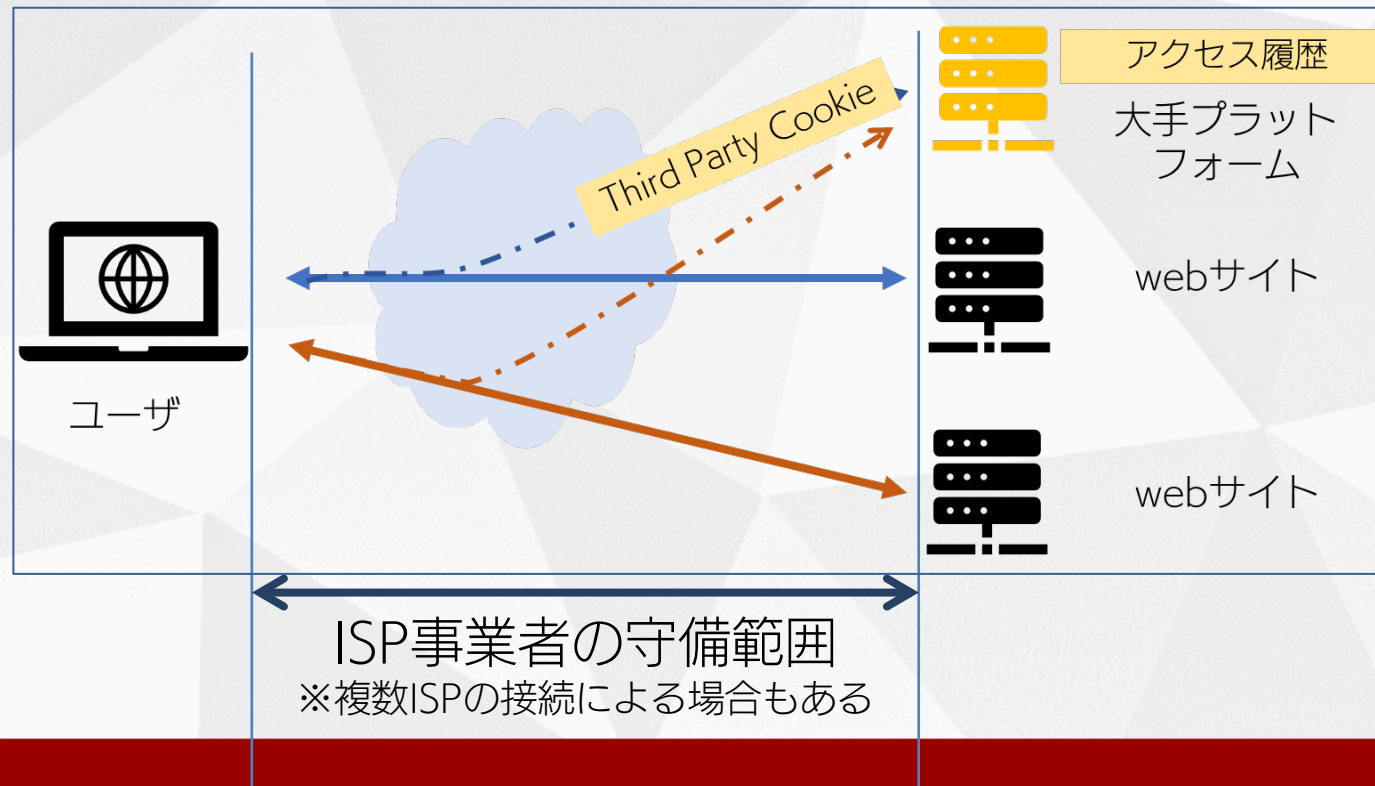
- SNS, webサイトの広告, アクセス解析などを扱う企業は, 利用者のアクセス履歴などを, 網羅的に把握できます.



図はThird Party Cookieの場合.
Webページに埋め込まれた広告やSNSへのリンクなどを表示するとき,
同時にプラットフォーム事業者へユーザー識別子を送信している.

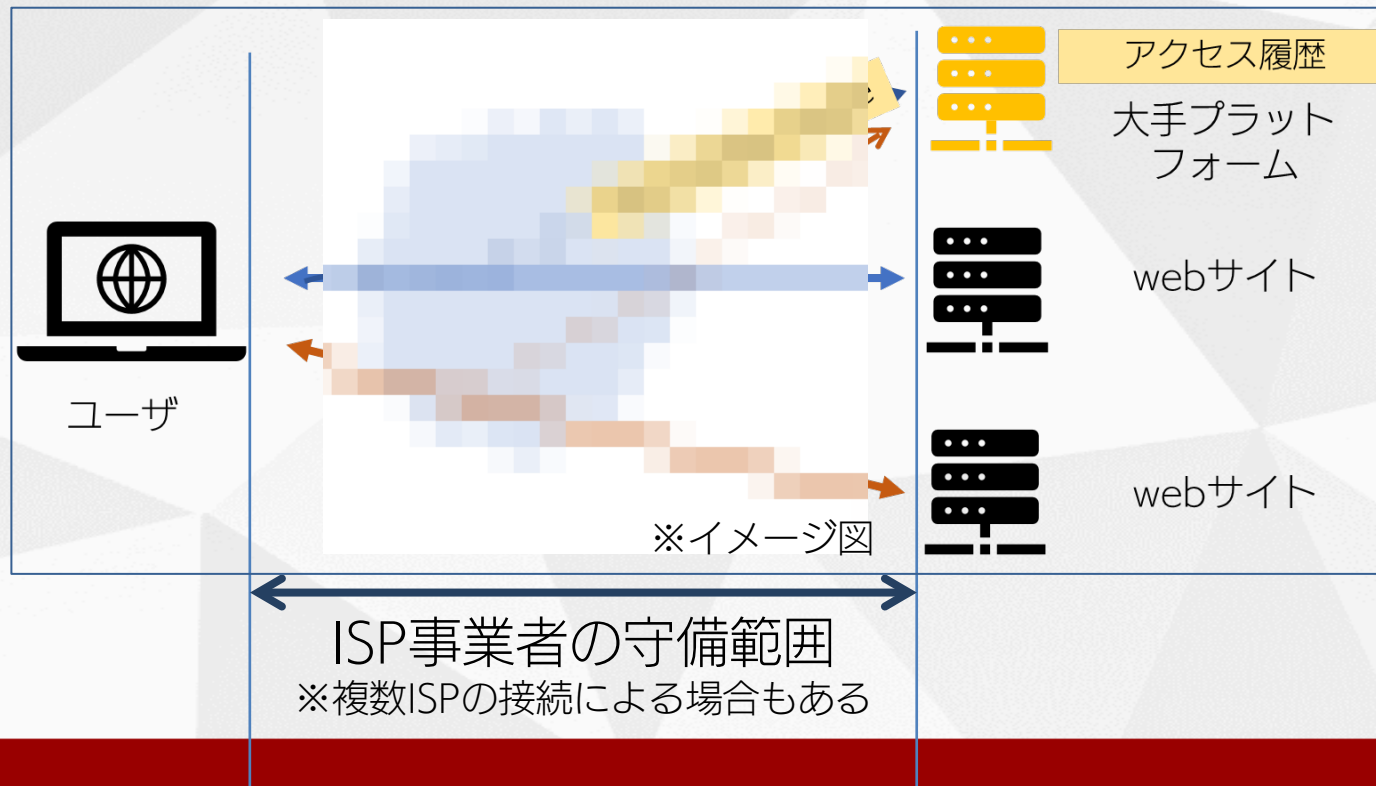
導管だけでは守れない, 「通信の秘密」

- ところが, これらの企業は形式的には通信のエンドポイントなので, ISP事業者(導管)の守備範囲だけでは, 「通信の秘密」を実質的に守れなくなってきました.



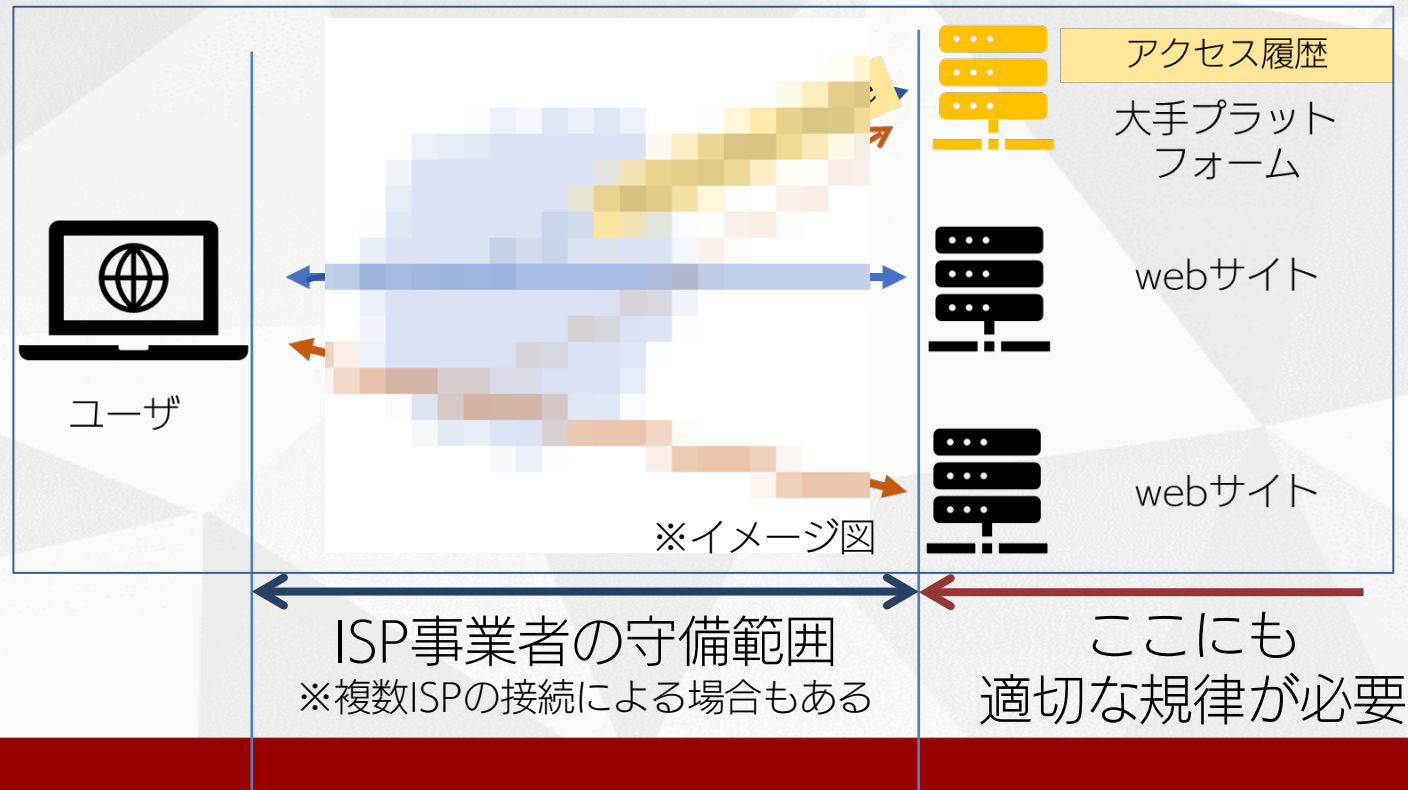
導管だけでは守れない, 「通信の秘密」

- 当然ですが, ISP事業者はネットワークに流れる通信の中身について, 一切関知できません. 技術的にもほとんどがend to endで暗号化されています.



通信の秘密を実質的に守るために

- 通信がISPを通っている場面では，通信の秘密が厳しく守られています．しかしそれだけでは不十分です．
- レイヤに関係なく，利用者を守る必要があります．



通信の秘密を実質的に守るために

- SNS, web広告, 検索事業者などにも, 利用者情報の取扱いについて規律が必要なことは間違いありません.
- 少なくとも, 利用者には自分の情報がどのように扱われるか, きちんと説明を受けてコントロールする権利があります.
- 私たちは通信の秘密を「通信をつなぐ」以外の目的に使うときは, 原則として利用者の明示的な同意を取得しています. アクセス履歴などの外部送信も, 本来は同意に基づくべきです.
- 利用者情報の利用方法は企業側が一方的に決めるのではなく, 利用者との対話を通じて, 相互理解のもとで進めるのが適切です.

利用者情報の外部送信に関する規律について

- 利用者情報の保護は，利用者保護の基本中の基本です。
- 現行法の「通信の秘密」で守り切れない部分を守るために，必要な規律と考えます。
- 説明，同意取得，オプトアウトなどは，通信サービス以外でもすでに一般的に行われています。
- 利用者保護の規律は各国で導入されており，イノベーションとの両立を図っている段階です。

利用者情報の外部送信に関する規律について

- 対象の画定について
 - 通信の秘密保持は，事業者の規模にかかわらず守る規律とされています． →規模要件は必要？
 - 規律の対象が電気通信事業者と3号事業を営む者だけでよいか，という問題も残ります．（利用者情報をプラットフォームに送信するwebサイトの中には，電気通信事業にあたらなないものも多くあり，これらは対象になっていません．）

利用者情報の外部送信に関する規律について

- 利用者への通知などについて
 - 「何を」「どこに」送ろうとしているか、利用者が容易に知りうる必要があります。
 - サイトやアプリが日本語対応であるなら、プライバシーに関する周知も日本語で行う必要があります。
(サイトやアプリで使える言語に対応することが望ましい。)
- 長い説明文はたいていの利用者が読まずに同意してしまうので、利用者が実質的に読んで理解できる内容を促すべきです。
 - さらにいうと、不意打ち的な内容にいつの間にか同意していた、ということが起こらないようにしてほしい。

利用者情報の外部送信に関する規律について

- オプトアウトの実質的保障について
 - SNSや検索などは日常生活に不可欠なところまで普及しているため、オプトアウトしても従来と原則同様に使い続けられることが必要と考えます。
 - ISP事業者のサービスでは、フィルタリングなどをデフォルトオンで提供する場合の条件の1つに、「オプトアウトしても他の提供条件が変わらないこと」が求められています。